配慮すべき事項に関する誓約書

年　　月　　日

　十和田市長　　小山田　久　様

住　　　　所

名称及び

代表者の氏名

　先端設備等導入計画の認定を受けるにあたり、十和田市導入促進基本計画に規定する配慮すべき事項について、下記のとおり誓約します。

記

１　認定を受ける先端設備等導入計画は、人員削減を目的としたものではありません。

２　認定を受ける先端設備等導入計画は、公序良俗に反するものではありません。

３　自己又は自己の団体及びその役員等は、十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第２条第３号に規定する暴力団員には該当せず、またこの者との関係もありません。

以　　上